

## 平成29年度舞鶴市下水道事業会計予算

平成29年度舞鶴市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,082,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,200,000千円と定める。

平成29年 2月27日 提出

舞鶴市長 多々見良三

第1表

## 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金	1 分担金	6,400
2 使用料及び手数料	1 使用料 2 手数料	1,178,173 1,174,685 3,488
3 国庫支出金	1 国庫補助金	290,750 290,750
4 府支出金	1 府補助金	1,313 1,313
5 財産収入	1 財産運用収入	235 235
6 繰入金	1 繰入金	1,615,260 1,615,260
7 繰越金	1 繰越金	1 1
8 諸収入	1 延滞金加算金及び過料 2 雑収入	68 1 67
9 市債	1 市債	990,000 990,000
歳入合計		4,082,200

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費	1 公共下水道費 2 集落排水施設費	1,870,699 1,655,993 214,706
2 公債費	1 公債費	2,210,501 2,210,501
3 予備費	1 予備費	1,000 1,000
歳出合計		4,082,200

第2表

## 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
公 共 下 水 道 事 業 費 (東浄化センター整備分)	平成29年度から 平成30年度まで	千円 660,000
公 共 下 水 道 事 業 費 (西浄化センター整備分)	平成29年度から 平成31年度まで	千円 600,000

第3表

## 地 方 債

起債の目的	限 度 額		起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道 施 設 費	千円 636,600		証書借入又は証券 発行、ただし証券 発行の方法による 場合においては、 発行価格は額面金 額100円につき 99円以上とする。	5.0 % 以内 ただし、利率見直し方 式による借入れにつ いて、利率の見直しを 行った後においては、 当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件 により、民間等資金の場合には、そ の債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に借換することが できる。
資 本 費 平 準 化 債	326,200	同上	同上	同 上	同 上
集 落 排 水 施 設 費	12,400	同上	同上	同 上	同 上
浄 化 槽 施 設 費	14,800	同上	同上	同 上	同 上
計	990,000				